

第3回「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」議事概要

日時：平成24年1月31日（水）午後2時から午後4時
場所：日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. プレゼンテーション

○ 森 信 茂 樹 氏

（中央大学法科大学院 教授）

2. 自由討議

3. 閉会

議 事

座長から開会の挨拶の後、「本日は、外部スピーカーとしてお招きした森信茂樹氏にプレゼンテーションを行っていただき、日本版IRAについて議論いただきたい。」との発言があり、森信氏からプレゼンテーションが行われた。

1. プレゼンテーション

【 森信氏のプレゼンテーション「社会保障・税の一体改革に欠ける視点 日本版IRA（個人型年金積立金非課税制度）の創設を」概要 】

I. なぜ日本版IRA（個人型年金積立金非課税制度）か

（1）年金のありかた論

- ・企業年金（とりわけ401k等企業年金）の税制優遇には公平性等大きな問題がある。
- ・欧米では「自助努力」の支援に政策が転換
- ・世代間の不公平を生みだしている賦課制度は問題。

(2) 財源論

- ・社会保障・税一体改革の議論で年金の効率化を進めることにより財政再建に回る部分を大きくする。

(3) 経済活性化対策

- ・豊富な個人金融資産の活用
- ・資本市場の活性化
- ・金融所得一体課税の促進（日本版ISAより日本版IRA）

II. 我が国の3階部分の年金制度の問題点

- ・ 充分性 … 株価下落等による年金資金の減少など
- ・ 確実性、利便性 … 制度間の資産移管（ポータビリティ）が限定的など
- ・ 企業間、雇用形態間の公平性 … 大企業と中小零細企業の従業員間の不公平など
- ・ 管轄省庁 … 所管官庁がばらばらで制度により税制上の取扱いが不統一など
- ・ 税制 … 年金優遇か投資優遇かの区別があいまいで、税の中立性の問題が発生など

III. あるべき年金税制

(1) 税制優遇の方法

①拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）と、②拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型の2種類がある。TEEとEETは一定の条件の下では同値。

(2) 我が国の年金税制

我が国の年金税制は、積立時は社会保険料控除、給付時は公的年金等控除が適用されており、EEEである。⇒ 行き過ぎた税優遇

(3) 企業年金税制の改革

本来、社会保険料控除の廃止か、公的年金等控除の縮減・廃止により税制優遇を縮小し、商品性を向上させていくことが望ましいが、既得権の問題から、事実上困難。そこで、現実的な対応として、EEEではないEETかTEEの税制優遇された（運用益は課税しない）個人年金制度を作り、自助努力を支援することが必要。

IV. EETかTEEか

年金税制の在り方としては、現行のEEEを、EETかTEEかに改める必要がある。EETとTEEは実質同値であるが、私的年金の税制優遇としては、以下の理由からTEE型の課税方式とすることが望ましい。

- ① 貯蓄に対する税制として、簡素で明瞭である。
- ② 税引き後所得の中から拠出するので拠出額のコントロールが容易。
- ③ 運用益非課税のため制度導入時の財政負担が軽い。
- ④ EET型は、新たな所得控除を設ける必要があり、また高所得者ほど有利になるという問題もあり、税制当局の理解を得にくい。
- ⑤ 給付時課税は、既存の年金受給者からの反発を招き、非課税にするという圧力にさらされがちである。

V. あらたな年金制度の必要性

- ・本来は、現行の3階部分の年金税制を改めて商品設計を拡充することが望ましい。
- ・施行は証券優遇税制の終わった2014年から。金融所得一体課税とリンクさせる。

VI. 日本版IRAの制度概要（日本版ISAとの比較）

項目	日本版IRA	日本版ISA
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民が<u>国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援することを目的</u>とする。 ・ 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 ・ 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応。 ・ 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「貯蓄から投資への」流れを促進する方策の一つとして、小口投資家層に投資のインセンティブを付与することで<u>投資家の裾野を拡大することを目的</u>とする。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内に住所を有する個人で、<u>年齢が20歳以上65歳未満</u>の全ての者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内に住所を有する個人で、<u>年齢が20歳以上</u>の全ての者を対象とする。
運用方法・ 運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に専用の口座を開設。 ・ <u>複数の非課税口座を開設可能</u>。 ・ 金融所得一体課税の対象に含めるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に専用の口座を開設。 ・ 本措置の施行の日から5年内の各年において<u>1年につき1口座に限って非</u>

項目	日本版IRA	日本版ISA
	とを検討している金融商品を幅広く対象とする。	課税口座を開設可能。 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が販売している金融商品を幅広く対象とする（具体的な対象商品は未定）。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <u>5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。</u> <u>上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施</u>（但し、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く）。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> 拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）。 非課税口座に拠出した金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）。 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> 年間120万円程度を想定。 「使い残し」の翌年度移行への繰越しが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間100万円を想定。合計では、3年間で300万円を拠出可能。 「使い残し」の翌年度移行への繰越しは不可能。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理。 年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討。 当該制度の所管省庁の決定。 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法の検討。 非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の検討。 日本版401Kなど、拠出額で管理している既存の年金型貯蓄との整理統合が問題となる可能性あり。 1人1口座に限定することによる、大手金融機関による顧客の囲い込みの恐れ。

VII. 3つの利点

- (1) 国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度で、老後の生活に対する不安の解消に資する。
- (2) 我が国の豊富な個人金融資産を経済活性化に活用（金融所得一体課税・金融所得確認システム）。
- (3) 個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しない。企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化（正

規・非正規等)にも対応しやすい。

2. 自由討議 (主な発言)

- ・ 日本版IRAの導入の時期は、番号制度が導入されて以降がよいと思うがどうか。
⇒ 番号制度が整備されなければ日本版IRAが導入できないとは考えてない。番号制度は整備されればそれに越したことはないが、日本版IRAの導入時期が遅れてしまう方がリスクがあるのではないかと考えている。

- ・ 先程のご説明によると、企業年金など3階部分の制度は税優遇しすぎているので、今後の年金の議論の大きな流れとして、公的年金を整理・縮小してROTH IRA型の私的年金に移行していくということか。
⇒ 年金制度改革の中で税制当局は、税引き前の年金給付額を縮小していくよりは公的年金等控除を削減することにより、税引き後の年金給付額を縮小していけばいいのではないかと考えた方がよかったが、ほとんど受け入れられなかった。そういった中で、年金制度改革の論点が支給開始年齢を2年、3年引き上げようという議論になったが、その場合に企業の定年延長がついていかなければ収入がない状況が生じる可能性が出てくる。その間の所得を埋めるための制度として日本版IRAであってもいいのではないかと考えている。

- ・ 私的年金をもっと広げるべきという考え方は理解できる。そのような観点から考えると、TEEは最初に税を徴収してしまうので安心という面があるかもしれないが、投資家にとっては、税制が変わってTETになってしまうかもしれないという不安があることから、EETの方がいいのではないか。
⇒ 先程も申し上げたとおり、現実問題として公的年金等控除の削減すら困難となっている状況にあって、新たな所得控除(拠出時非課税)の創設という制度変更が行われるとは考えにくい(政府・与党は「控除から手当(給付)へ」の流れにある。)。私の実感として、税制当局に訴えていくにはTEEの方が現実的な提案であると思う。

- 米国ではEETとTEEの制度が並存しているが、その背景は何か。
 - ⇒ これは米国特有の事情かもしれないが、当初のIRAはEET型であったため、企業年金に加入している従業員はIRAに加入できなかった。その後レーガン政権時代にIRAの普及のため、企業年金に加入している者でもIRAに入れるようになったが、80年代後半になり双子の赤字が問題となると、企業年金401kや確定給付型に加入している者は所得控除の金額に所得制限を付すことになった。
 - これに対し、所得控除の恩恵がない高額所得者に対して、所得控除の代替としてTEE型のROTH IRAが導入されたことから、制度が並存されることとなった。

- 先程のご説明の中で、税制当局としては、年金ではなく“貯蓄”優遇となることには不本意であるかもしれないが、40年前と比較して我が国の貯蓄率が低下している中で、税制当局の発想を転換していただくという時代が到来しているのではないかと思う。その点については、いかがか。
 - ⇒ 私もそのとおりだと思う。ただ、税制優遇の程度問題と税論理の問題なのではないか。先程から申し上げているとおり、日本の年金課税は実質的にEEEなので、税優遇の論理を超えている。要するに優遇しすぎているのである。

- 企業年金の特別法人税は現在凍結中であるものの、運用益ではなく運用資産残高に対する課税という極めて厳しいものであり撤廃すべきと考えているが、税理論上、本当に撤廃が可能なのかどうか見解を伺いたい。
 - ⇒ 日本の企業年金制度では掛金を拠出した時点で各従業員の年金支給額が確定していないため、実際の給付時まで課税を繰り延べることとされている。特別法人税はその遅延利息に相当するものとして、年金積立金に対して課税されることとなっている。個人的には運用益についても非課税でよいと思うし、それゆえに凍結されていると理解している。

- 私も森信先生の日本版IRA導入の意見に賛成である。現在の企業年金の恩恵を受ける対象者が企業に勤めている者に限られてしまっており、それを少しでも是正することに日本版IRAの意味があると思う。
 - 次に質問である。企業年金イコール確定拠出年金という印象があるが、実際、

企業年金で一番残高も大きく、主流を占めているのは確定給付型の企業年金である。これまでご説明いただいた論理は確定拠出年金と確定給付型年金の双方について共通の認識なのか伺いたい。

⇒ ご指摘いただいたとおり、確定拠出年金か確定給付年金かといったことは問題とはしていない。現在の企業年金はトータルとして見れば必ずしも使い勝手のよくないものになっているが、その根底には税制があると思っている。その問題は解決するには長い時間がかかるのではないかということと私的年金(自助)を優遇することは米国やヨーロッパなど世界的な潮流となっていることから、4階建て部分(日本版IRA)を作ってはどうかという提案である。

- ・ 私も森信先生の議論の切り口は現実的なものであると評価している。まずは感想であるが、若い世代の人たちの立場に立って現在の年金制度を考えると、保険料がリタイア世代に利用される(賦課方式)厚生年金は廃止して、その代わりに日本版IRAを利用したいということになるのではないかと思う。

また、日本版IRAが導入された場合に問題になると思っていることは運用手段である。現状、20年、30年の超長期スパンで平均1%以上で確実に運用できるファンドがあるのか疑問である。そこで、IRA勘定を作成するのではなく財政悪化や国債の消化の問題等も考慮し、IRA国債を発行して購入者には税制上の恩典を与えるというアイデアはどうかと考えている。

⇒ ご指摘いただいたことは、賦課方式がよいか積立方式がよいかという議論であると思う。ただし、積立方式に変更する場合は、その移行期間に現役世代が自らの年金に加え受給世代の年金も負担するという二重負担の問題が生じてきて、積立方式に移行することは容易ではないと思う。そこで、不足分の原資を国債で充当するというのであれば理解できる。

- ・ 森信先生が指摘した「社会保障・税との一体改革に欠ける視点」ということに賛同する。そもそも一体改革は自助努力を税制上で支えながら社会保障をどのようにカバーしていくかということが根本であるはずであるが、その根本部分が抜け落ちてしまっていることに不安を感じている。

また、日本版IRAはいい制度だと思うが、私としては、制度上法律で担保された

日本版ISAを発展的させた形で日本版IRAを導入することも可能性としてはあると
思っているところである。日本版ISAの最大の欠点はどこにあるとお考えか。

⇒ ISAを発展的にさせるという発想は全くなかった。

IRAとISAの最も大きな違いは制度の目的であり、ISAは年金ではないということ
ではないか。税制当局から見ると、「単なる金融商品の優遇であり、論理がない
優遇税制と考える。」と思う。

- ・ 私はISAには反対である。顧客がISA口座を開けたいと申し出があっても1人1
口座という制度なので、他の証券会社にISA口座を開けていないかを税制当局に
確認しなければいけないところが非常に実務上ネックになっている。ISAを導入す
るには番号制度が導入された後でなければ、この確認作業のために実務がワーク
しないと考えている。また、ISAは対象商品も株式と株式投信などに限定されてい
ることもあり、個人が参入しないのではないかと考えている。

また、日本版IRAについて、TEE型よりもEET型の方が個人投資家の節税意識を喚
起させることの一助になるのではないかと考えている。

- ・ 細かい指摘になるが、日本版IRAの「適用対象者」を20歳以上65歳未満となってい
るところについて、これを「拠出対象者」とした方がよいと思われる。また、限
度額が年間120万円とされている点について、給与天引きが可能となることを明確
化されたほうがよいと思う。
- ・ 今の議論を聞いていると、広くこの制度に参加してもらおうということが鍵であ
ると思うが、現在、金融資産のほとんどを高齢者が保有していることを勘案する
と、教育目的で高齢者から孫の世代に拠出できるような枠組みを考えると広がり
がでてくるのではないかと考えている。

⇒ 米国には教育IRA (education IRA) の他にもHSA (Health Saving Account) と
言われる医療目的のIRAなどがあり、目的ごとに設計できればよいと思っ
ている。

これに関連して、現在、我が国には一定の制約の下で所得控除が医療費控除
しか認められていないが、番号制度でマイポータルが導入されれば、アメリカ
やイギリスにもあるような生涯学習税額控除などのような新たな所得控除の運

用にも応用できるのではないかと考えている。

- ・ 金融所得も所得控除の中に入れないか。
⇒ 所得控除は総合課税の議論になると思う。金融商品はいわゆる“足が速い”商品であり、日本から海外に資金が流出するおそれがあること、また、先進国における金融商品に係る税制や世界の潮流は金融所得については分離課税であることから、総合課税には反対である。

- ・ 日本版IRAに賛成であるが、IRA口座を移管可能とするためには、レコードキーピングのシステムを使わないと機能しないのではないか。
⇒ 米国でもIRA口座を複数持っても構わないこととされているが、レコードキーピングシステムはない。要は税の部分の情報をソーシャルセキュリティーナンバーでつないで統合することで補足している。

- ・ レコードキーピングについて述べると、現行の確定拠出年金においてレコードキーピング会社に支払う費用が多くコスト負担が重いことが確定拠出年金の運用においてネックになっている。

- ・ 既存の確定拠出年金のシステムを前提にすると、事務の運用がコスト増になりうまく回らなくなってしまうと思われるので、日本版IRAを導入する場合には、同じ事態に陥らないよう気を付けるべきであると思う。また、制度の普及のためには営業担当者にインセンティブが働く制度にする必要があるだろう。

3. 閉 会

座長から、「次回の開催は平成24年2月29日（水）の午後2時から開催する。」等の発言があり、閉会となった。

以 上